

近畿青年税理士連盟規約

(2022 年 5 月 1 日改正)

(名 称)

第 1 条 本会は、近畿青年税理士連盟と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、会員相互の親睦と研鑽を図りつつ、納税者の権利を護り、租税制度の改善と税理士制度の発展を図ることを目的とする。

(会 員)

第 3 条 本会は、次の会員によって組織する。

一、正会員

税理士または税理士となる資格を有する者で、当該事業年度開始の日において満 45 歳以下の者。

二、特別会員

税理士または税理士となる資格を有する者で、当該事業年度開始の日において満 45 歳を超える者。

(入 会)

第 4 条 本会に入会しようとする者は、所属すべき支部を経由して、幹事会の承認を受けるものとする。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

一、代表幹事

本会を代表し、会務を統括し、幹事会の決議に基づいて会務を執行する。

二、副代表幹事

代表幹事を補佐し、代表幹事に事故があるときは、互選によってその職務を代行する。

三、幹 事

幹事会の決議に基づき、会務を分掌し執行する。

四、会計監事

会計を監査し、六月定時総会に報告する。

(代表幹事の選任)

第 6 条 次期代表幹事は、次の各号のいずれかに該当する者から四月定時総会において 1 名を選任する。

一、会員のうち、当該事業年度開始の日において満 50 歳以下の者

二、会員のうち、当該事業年度開始の日において入会后 5 年未満の者

2. 選任方法は、代表幹事候補者推薦規則で定める。

(副代表幹事の選任)

第 7 条 次期副代表幹事は、次期幹事の中から、四月定時総会において若干名を選任する。

(幹事の選任)

第 8 条 次期幹事は、次の各号に該当する者の中から、四月定時総会に於いて選任する。

一、次期正会員

二、次期特別会員のうち、所属する支部から特に推薦のあった者。

2. 第 6 条によって次期代表幹事になった者は、前項の規定にかかわらず次期幹事になる。

(会計監事の選任)

第9条 次期会計監事は、次の各号に該当する者の中から、四月定時総会において各支部につき1名ずつ選任する。

- 一、次期正会員
- 二、次期特別会員のうち、所属する支部から特に推薦のあった者。

(特別会員の選挙権および議決権の制限)

第10条 特別会員は、総会において、役員選挙権および役員選任その他の人事に関する議決権を有しない。

(役員任期)

第11条 役員任期は、六月定時総会が終結した時から、翌年の六月定時総会が終結する時までとする。ただし、再選を妨げない。

(総会)

第12条 定時総会は、原則として毎年四月および六月に代表幹事が招集する。

2. 臨時総会は、次の各号に定める事由が生じたときに、代表幹事が招集する。

- 一、代表幹事が必要と認めるとき。
 - 二、会員の10分の1以上の者が、会議の目的とする事項を示して、代表幹事に総会の開催を請求したとき。
3. 総会の議案は、あらかじめ会員に通知する。

(総会において決定すべき事項)

第13条 四月定時総会は、次の事項を決定する。

- 一、次期役員選任に関する事項
- 二、幹事会において必要と認めた事項

2. 六月定時総会は、次の事項を決定する。

- 一、事業報告、収支計算書、財産目録および剰余金処分案の承認
- 二、事業計画案および収支予算案の承認
- 三、この規約において総会の決議または承認を要することとされている事項
- 四、幹事会において必要と認めた事項
- 五、総会において緊急を要するとされた事項

(幹事会)

第14条 幹事会は、代表幹事が招集し、会務の執行に関する事項を決定する。

2. 幹事の3分の1の者が、会議の目的とする事項を示して、代表幹事に幹事会の開催を請求したときは、遅滞なく招集するものとする。
3. 会議の目的とする事項は、あらかじめ幹事に通知するものとする。

(決議)

第15条 総会の決議は、別段の定めがあるものを除き、出席会員の過半数によって決する。委任状による決議は認めない。

2. 幹事会の決議は、出席幹事の過半数によって決する。委任状による決議は認めない。
3. 前2項において賛否同数の場合は、議長が決する。

(部、委員会の設置)

第16条 経常的な事業活動を行うため、六月総会における事業計画案の承認を経て、必要な部を設置する。

2. 第2条に定める目的のために、幹事会の決議に基づき、必要に応じて委員会を設置することができる。

(支部の設置)

第17条 地域に密着した事業活動を行うため、次の支部を設ける。

- 一、大阪支部

- 二、京都支部
- 三、兵庫県支部
- 四、和歌山県支部
- 五、奈良県支部
- 六、滋賀県支部

(小規模支部管理運営委員会の設置)

第 17 条の 2 事業年度開始の日における正会員数が 10 名未満の支部から申し出があった場合、幹事会の決議により小規模支部管理運営委員会を設置することができる。

2. 小規模支部管理運営委員会は前項に規定する支部の本会の活動に関する管理、連絡を行う。

(支部運営費)

第 18 条 支部には、次の各号に定める金額の合計額を、年間の支部運営費として交付する。

- 一、事業年度開始の時に在籍する会員数に 6,000 円を乗じた金額
- 二、100,000 円

2. 前項の会員数には、第 20 条第 3 項又は第 4 項の規定に基づいて会費の全額を免除した者は含めない。

(事業年度)

第 19 条 本会の事業年度は、5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。

(会 費)

第 20 条 本会の会費は年額 18,000 円とする。ただし、事業年度中に入会した会員については無料とする。

- 2. 事業年度中に退会した場合も、退会後の期間に相当する会費は免除しない。
- 3. 会員が 5 月 1 日から 10 月末までに死亡した場合においては、前項の規定にかかわらず、次の金額を免除する。
 - 一、5 月 1 日から 7 月末までに死亡した会員 全 額
 - 二、8 月 1 日から 10 月末までに死亡した会員 9,000 円
- 4. 病氣療養等のやむを得ない事由を有する会員は、幹事会の承認に基づいて、会費の全部または一部の免除を受けることができる。

(退 会)

第 21 条 本会を退会しようとする者は、その旨を記載した退会届を、所属する支部を経由して、届け出るものとする。

(退 会 勧 告)

第 22 条 本会は、次の各号に該当する会員について、幹事会の決議に基づき、所属する支部を通じて、退会を勧告することができる。

- 一、会費の滞納が 2 年を超える者
- 二、会員として品位を失墜させる行為を行った者

2. 退会の勧告を受けた者が、2 月以内に何らかの意志表示をしなかった場合は、勧告を受けた時に退会したものとみなす。

(規約等の改正)

第 23 条 本会の規約および規則の改正に関する事項は、総会の決議による。

(事務局)

第 24 条 本会の事務局は、大阪市に置く。

(附 則)

- 1. この改正規約は 2022 年 5 月 1 日から施行する。

代表幹事候補者推薦規則

(2012 年 4 月 14 日改正)

(適用)

第 1 条 この規則は連盟規約第 6 条第 2 項の規定によりこれを定める。

(代表幹事推薦委員会の設置)

第 2 条 四月定時総会に代表幹事候補者 1 名を推薦するため、代表幹事推薦委員会(以下「委員会」という。)をおく。

(委員会の構成)

第 3 条 各支部より各 1 名及び直前 3 期の代表幹事をもって代表幹事推薦委員(以下「委員」という)とし、委員会を構成する。

2. 委員は毎年代表幹事が会員の中から委嘱する。

3. 委員は、就任後速やかに委員長を互選しなければならない。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から四月定時総会終了の時までとする。

(代表幹事の推薦)

第 5 条 代表幹事立候補者は、委員会に届け出なければならない。

2. 委員会は、代表幹事候補者を推薦する。

3. 委員長は 2 項により代表幹事候補者を推薦する場合には、速やかに代表幹事に候補者名・所属支部名を通知しなければならない。

(代表幹事の選任)

第 6 条 代表幹事候補者は四月定時総会における承認をもって次期代表幹事として選任される。

(施行に関する事項)

第 7 条 この規則に定めのない事項は、委員会の定めるところによる。

(規則改正)

第 8 条 本規則の改正に関する事項は総会の決するところによる。

(附 則)

この規則は、2012 年 4 月 14 日から施行する。

近畿青年税理士連盟慶弔規程

(2005 年 4 月 9 日改正)

第 1 条 本会の弔事に関する取り扱いは、この規程に定めるところによる。

第 2 条 会員が死亡したときは、香典 1 万円および柩または供花を贈る。

2. 会員の配偶者または一親等の血族が死亡したときは、柩または供花を贈る。

3. 会員が死亡したときは、代表幹事または副代表幹事もしくはその代理が参葬する。

また、参葬にかえ弔電等を贈ることができる。

(附 則)

1. 会員の弔事の連絡はその事実を知った者が、会員所属の支部総務部長に連絡し、支部総務 部長は連盟総務部長に連絡するものとする。

2. 連盟総務部長は、会員所属支部以外の総務部長に連絡するものとする。

事務局管理運営規則

(2007 年 4 月 7 日改正)

(目 的)

第 1 条 この規則は、本会の事務局の管理運営に関して必要な事項を定める。

(管 理)

第 2 条 事務局の管理責任者は、代表幹事とする。この管理事務は、大阪支部の総務部長が担当し、事務局管理のための管理簿を作成し、常にこれを整備しなければならない。

第 2 項 家賃及びそれに付随する支出について、保証人に金銭的な負担が生じた場合には、幹事会の承認を経てその負担を本会及び大阪支部の負担とする。

(使用資格)

第 3 条 事務局を使用できる者は、本会の正会員及び特別会員とする。本会の会員以外の者が使用する際には、幹事会の承認を要する。

(使用方法)

第 4 条 事務局使用の際は、使用者のうち使用責任者を選び、予め大阪支部総務部長の定める方法により事務局使用を申し込まなければならない。

(施 錠)

第 5 条 事務局の鍵については、代表幹事、各部長、各支部長及び大阪支部総務部長に所有するものとし、任期終了の際は、速やかに本会に返さなければならない。

(管 理 簿)

第 6 条 事務局使用管理者は、事務局管理簿に必要な事項を記載しなければならない。

(郵 便 物)

第 7 条 事務局宛の郵便物は、大阪支部総務部長がこれを管理する。

(資 料 等)

第 8 条 事務局内資料等は、大阪支部総務部長が管理する。但し、毎年 7 月本会の役員で資料等の整理をしなければならない。

(備 品)

第 9 条 事務局内備品は、大阪支部総務部長が管理する。

(防火、防災)

第 10 条 防火、防災は、使用責任者が責任を負う。

(ゴ ミ 等)

第 11 条 事務局使用の際のゴミ等は、使用責任者が、必ず退室時に処分しなければならない。

(運営の詳細等)

第 12 条 事務局運営の詳細及びこの規則に定めのない事項は、幹事会の議決又は入居施設の使用細則による。

(附 則)

1. この規則は 2007 年 4 月 7 日から施行する。